

令和３年度諮問第１号

令和４年度答申第１号

答 申 書

第１ 審査会の結論

本件審査請求が棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第２ 事案の概要

- １ 審査請求人は、審査請求人に係る固定資産税及び都市計画税平成２３年度第１期分から平成２９年度第２期分までについて、納期限までに納付をしなかった。
- ２ 処分庁は、上記１の固定資産税及び都市計画税に係る督促状を、審査請求人に対し発送した。
- ３ 審査請求人は、平成３０年７月５日に上記１の固定資産税及び都市計画税並びに督促手数料を納付（平成２３年度第１期分については、平成２８年６月１７日に納付）したが、これらの税に係る延滞金については納付しなかった。
- ４ 審査請求人が督促状発付日から起算して１０日を経過した日までに延滞金を完納しなかったため、処分庁は、本件各徴収金を徴収するため、令和３年５月２８日付けで審査請求人が〇〇株式会社から支払いを受けるべき令和３年６月支給分以降の毎月の給料等のうち国税徴収法（昭和３４年法律第１４７号）第７６条第１項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権に対する差押処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- ５ 審査請求人は、令和３年６月２５日に本件処分を不服として、福井市長に対しその取消しを求めて審査請求を提起した。

第３ 審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張

（１）趣旨

本件処分の取消しを求める。

（２）理由

固定資産税及び都市計画税に係る延滞金が発生したのは、福井市（処分庁：納税課）の職務怠慢、説明不足、倫理に反する言動など不当な債権額を発生させた不当な債権回収行為であるから、それに起因して発生した延滞金は無効である。よって、趣旨のとおり求める。

２ 処分庁の主張

(1) 趣旨

本件審査請求を却下するとの裁決を求める。

(2) 理由

固定資産税に関する延滞金は地方税法（昭和25年法律第226号）に定められているものであり、延滞金は納期限の翌日から納付の日数に応じ発生するものである。

また、地方税法では固定資産税に係る徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差押えしなければならないと規定しており、滞納がある場合は、差押処分を行うのは当然である。

加えて、審査請求人は、徴税吏員が職務怠慢であると主張するが、調査票に回答が無かったことをもって職務怠慢である理由にはならず、滞納租税を早期に徴収するための業務を誠実に遂行したものである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件審査請求に係る法令等の規定

ア 固定資産税及び都市計画税の滞納処分について

（ア）地方税法第331条第1項は「市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。」とし、同項第1号は「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。」としている。

また、同条第6項では「地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」とされており、国税徴収法に基づき滞納処分をすることが定められている。

（イ）処分庁は、令和3年5月28日に地方税法第331条に基づき、第三債務者である〇〇株式会社に審査請求人が支払いを受けるべき令和3年6月支給分以降の毎月の給料等のうち、国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権に対する差押処分を行った。

イ 滞納処分の原因となった延滞金の発生について

（ア）福井市市税賦課徴収条例（昭和25年福井市条例第39号）第9条には、固定資産税及び都市計画税の納期限後にその税金を納付する場合は、当該税

額にその納期限の翌日から納付までの期間に応じ、延滞金額を加算して納付しなければならない旨が定められている。

処分庁が算出した審査請求人の滞納税に係る延滞金額は、福井市市税賦課徴収条例第9条及び附則第4条の2に規定する割合のとおり算出されていることから延滞金の発生が違法であることは認められない。

(2) 本件差押処分に係る違法性又は不当性の有無について

ア 法令に定める差押えの手続について

審査請求人には令和3年5月28日時点で〇〇円の延滞金の滞納があり、国税徴収法第47条第1項第1号における滞納者として差押えを受けるべき立場であったことが認められる。

そのため、令和3年5月28日、処分庁が本件処分を行ったことについて、処分庁が国税徴収法第54条に基づき差押調書を作成し、審査請求人及び第三債務者に対して通知したこと、並びに本件処分の対象及び金額が同法第66条及び第76条第1項に基づき本件処分後に収入すべき給料等に対して差押えが禁止される金額を控除した残額とされていたことからすると、違法であるとは言えない。

また、処分庁から提出された審査請求人との交渉経過記録によると、審査請求人が平成30年7月5日付け（平成23年度1期分については、平成28年6月18日付け）でこれまで滞納していた固定資産税及び都市計画税並びに督促手数料を納付した後は、処分庁は平成30年7月13日に今後の納税相談についての通知をし、令和元年10月4日に呼出状の発送、同年11月から1月までに幾度にわたり電話連絡（記録では、いずれもワンコールで切断）、同年11月29日に催告書を発送したところ審査請求人の反応が見受けられなかった。

その後、未納であった延滞金について、令和3年4月14日に催告書の発送をしたことを契機に、翌15日に面談を行い、審査請求人が主張する処分庁の業務の進め方についての異議等を主張した。この面談では審査請求人の納付に至らず、同年5月13日に再度、面談するも、処分庁の不当な延滞金の積み上げであると主張し、審査請求人が納得できる面談とはならなかった。

このような経緯があるなか、審査請求人と処分庁の数回にわたる面談等においても審査請求人は納付に応じることがなかったため、本件処分に至ったものであるが、その手続について、違法となる点は見受けられない。

イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、延滞金が発生したのは処分庁の職務怠慢、説明不足、倫理に反する言動などにより不当な債権額を発生させた不当な債権回収行為であると主張している。

審査請求人と処分庁とのやり取りは、録音などの記録が残されている訳ではな

いので詳細は不明であるが、審査請求人が納税可能額を算出する納付能力調査票を平成28年9月に提出した後においても、平成30年6月までの約1年9か月もの間、処分庁から何ら連絡することなく、差押予告通知の発送を行ったことにより、処分庁との面談が行われた。これを機に、審査請求人は、延滞金を除く滞納税額の納付に至ったが、結果として、それまでの間の延滞金の額が増加することになった事実については、違法性はないものの誠意がある対応であったとはいえない。

また、納付能力調査票は、滞納者の適切な納付能力の調査を行うものであり、同調査票の提出をもって、滞納税額の延滞金計算を変更するものではなく、つまり滞納の期間による計算を妨げるものではない。延滞金の計算方法は、法定納期限から滞納税額が納付されるまでの間の期間をもって計算されるものであり、処分庁から連絡が無かった事実をもってしても延滞金の計算を減額する法的な根拠は見当たらない。

審査請求人は、「処分庁の職務怠慢、説明不足、倫理に反する言動などの不当な債権額を発生させた不当な債権回収行為であるから、それに起因して発生した延滞金は無効である」と主張する。

これについて、租税法規に適合する課税処分において法の一般原理である信義則の法理を適用するかについて、最高裁判例（昭和62年10月30日最高裁判所第三小法廷）によれば、「右課税処分を違法なものとして取り消すことができる場合があるとしても、法律による行政の原理なくなく租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、右法理の適用については慎重でなければならない、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて右法理の適用の是非を考えるべきものである。」としており、

- ・少なくとも税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、
 - ・納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、
 - ・のちに右表示に反する課税処分が行われ、
 - ・そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか
 - ・また、納税者が税務官庁の右表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないかどうか
- という点の考慮は不可欠であるといわなければならない。

としている。

これを本事案に当てはめてみれば、処分庁から提出された審査請求人との交渉経過記録によると、平成28年9月の納税相談において、処分庁が月額〇〇円の

分納額を改める目的で協議を行った際、徴収額を算出するため納付能力調査票の提出を求めたことについては、審査請求人がこの結果により納付額の算定されることを期待したことは推測されるが、「少なくとも税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したこと」には該当するとは言えず、また、審査請求人が主張する納付能力調査票を提出したことにより、新たな納付書が送付されてくるものと思料したところ、処分庁から何ら連絡もなく納付書が送付されなかったこと、処分庁が平成30年6月に差押予告書を送付するまでの間の延滞金が法令の規定に基づき増加したことをもって審査請求人が不利益を受けることとなった事実があるにしても、「少なくとも税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したこと」には該当するとは言えず、延滞金が発生した本件事案について信義則の適用を行うことはできない。

こうしたことから、処分庁による延滞金の適法な徴収は尊重されるべきであり、審査請求人の処分庁に対する不信をもって、本件処分を取り消すべき不当性があったとまでいうことはできない。

第5 審査庁の意見

原処分の維持が適当と考えるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

令和4年3月17日 審査庁からの諮問

令和4年5月 2日 審議

令和4年5月23日 審議

第7 審査会の判断の理由

審査請求人及び処分庁の主張、審理員意見書の内容等を検討した結果、本件処分について違法又は不当な点が認められず本件審査請求が棄却されるべきとした、審理員の意見及び審査庁の意見は妥当であると判断するものである。

なお、次のとおり補足する。

- 1 処分庁が平成28年8月に納付能力調査票の提出を求めて送付し、審査請求人が同年9月に同調査票を提出したにもかかわらず、その後平成30年6月に差押予告を行うまでの約1年9か月の間、処分庁から納付方法等についての連絡や交渉がされなかった。
- 2 平成30年7月に審査請求人が本税と督促手数料を納付し、残りの延滞金について処分庁から同月に明細を送付した後、具体的な納付方法についての相談の機会がなく、約1年3か月後の令和元年10月の呼出状の発送まで対応がなされず、最終的に令和

3年5月に本件処分が行われるまで債権回収に時間がかかった。

- 3 上記1及び2から、本件処分が行われるまでの処分庁の対応について、処分庁が主張する「滞納租税を早期に徴収するための業務を誠実に遂行したものである。」とは言い難い面があり、それが審査請求人の不信感を招く一因となったと考えられる。結論に影響を及ぼすものではないが、審査請求人に対する納税に係る交渉等を、より継続的かつ丁寧に行うことが望ましい対応であったと思われる。

以 上

令和4年6月10日

福井市行政不服審査会

会 長	森口 功一
委 員	田中 住江
委 員	武田 尚子